

令和2年12月11日



日本の技EXPO ～文化財を守る自然の素材と匠の技術～ 選定保存技術発信事業の開催について

この度、文化庁では、文化財の保存のために欠くことのできない文化財の保存技術を広く紹介するため、「日本の技 EXPO ～文化財を守る自然の素材と匠の技術～ 選定保存技術発信事業」を東京都で開催します。
みなさまの御来場を心よりお待ちしております。

1. 事業名

日本の技 EXPO ～文化財を守る自然の素材と匠の技術～ 選定保存技術発信事業

2. 開催日

令和3年1月 9日（土） 10:00～17:00
10日（日） 10:00～17:00
11日（月・祝） 10:00～16:00

3. 場所

東京国際フォーラム ロビーギャラリー（東京都千代田区丸の内3-5-1）
※入場無料

4. 内容（イベントの内容・日時は、都合により変更となる場合があります。）

ユネスコ無形文化遺産代表一覧表への登録が勧告されている「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」の実演・展示等

①実演

先人から受け継がれてきた知恵と熟練の技を披露します。

[実演の一例]

- ・ 金沢金箔伝統技術保存会・・・・・・・・・・・・・・・・・・縁付金箔うつし
- ・ （公社）全国社寺等屋根工事技術保存会・・・・・・・・・・檜皮葺作業
- ・ （一社）日本伝統建築技術保存会・・・・・・・・・・・・・・・・金輪継ぎ・ヒカリ付作業
- ・ （一社）日本伝統瓦技術保存会・・・・・・・・・・・・・・・・本瓦葺作業



えんつけきんぱく
縁付金箔うつし

(金沢金箔伝統技術保存会)



ひわだぶき
こしら
檜皮葺材料の拵え

((公社)全国社寺等屋根工事技術保存会)

(写真：沖縄県那覇市で開催「日本の技体験フェア2019」での実演の様子)

②展示

技の解説や保存団体の活動を紹介するパネルや道具や材料などを展示します。

③映像紹介

「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」を中心に「文化財を守る技」を紹介する映像を上映します。

5. 目的

近年、生活環境などが変化する中で、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能について、伝承者の養成や原材料の確保等が困難になりつつあります。

このため文化庁では、そのような「文化財の保存技術」のうち、保存の措置を講ずる必要があるものを「選定保存技術」(※)として選定し、これらの技の保存・伝承を図っています。

この事業は、文化財の保存技術の大切さや、伝承者の養成、文化財の修理、原材料や道具などに関する現状をより多くの方々に理解していただくとともに、選定保存技術の未来の伝承者・理解者の拡大等に資することを目的に開催いたします。特にユネスコ無形文化遺産代表一覧表への登録が勧告されている「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」を取り上げ、日本博主催・共催型プロジェクトとして開催いたします。

6. 主催等

主催 文化庁・独立行政法人日本芸術文化振興会・株式会社NHKプロモーション

共催 全国文化財保存技術連合会

※「選定保存技術」とは

文化財は先人の築き上げた大切な遺産であり、私たちはこれを保存して後世に伝えていく重大な責務があります。

文化財保護法では、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術また

は技能である「文化財の保存技術」のうち、保存の措置^{そち}を講ずる必要のあるものを「選定保存技術」として選定し、その保持者や保存団体を認定する制度を設けています。この制度は、文化財を支え、その存続を左右する重要な技術を保護することを目的としており、技術の向上、技術者の確保のための伝承者養成とともに、技術の記録作成などを行うものです。

昭和50年の同制度創設後、現在までに随時選定・認定が行われ、保持者・保存団体による伝承者養成事業の実施をはじめ、技術の保存・伝承に多くの努力が払われています。国の選定保存技術のうち17件から構成される「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」は、登録の際には、選定保存技術から初のユネスコ無形文化遺産への登録となります。

[参考] 文化財を支える伝統の名匠リーフレット URL

http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/shuppanbutsu/bunkazai_pamphlet/pdf/pamphlet_ja_08.pdf

「選定保存技術」の選定・認定数 （令和2年12月1日現在）

選定保存技術 77件

保持者 選定件数 48件 保持者数 54人

保存団体 選定件数 37件 保存団体数 39団体（34団体）

- ・ 保存団体には重複認定があるため、（ ）内は実団体数を示します。
- ・ 同一の選定保存技術について保持者と保存団体を認定しているものがあるため、保持者と保存団体の計は選定保存技術の件数とは一致しません。

<担当> 文化庁文化財第一課

課長 田村 真一（内線 2884）

専門官 郡 英男（内線 2885）

活用連携係長 宮本 隆行（内線 3168）

電話： 03-5253-4111（代表）

03-6734-3168（直通）